

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項第 2 号

に定める事後備置書類

(吸収分割に関する事後備置書類)

株式会社Macbee Planet

2023年11月2日

会社法第791条第1項及び第801条第3項第2号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Macbee Planet
代表取締役社長 千葉 知裕

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社MAVEL
代表取締役 千葉 知裕

株式会社Macbee Planet(以下、「分割会社」といいます。)と株式会社MAVEL(2023年10月18日付で株式会社Macbee Planet準備会社から商号変更。以下、「承継会社」といいます。)は、2023年6月27日に締結した吸収分割契約書(以下、「本件吸収分割契約書」といいます。)に基づき、2023年11月1日をもって、分割会社のアナリティクスコンサルティング事業及びマーケティングテクノロジー事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)を行いました。

本件吸収分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2023年11月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について(会社法第784条の2)

会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主株式買取請求手続について(会社法第785条)

分割会社は、2023年10月2日、本件吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を株主に対して公告しましたが、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)

本件吸収分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続はおこなっておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

分割会社は承継会社の完全親会社であるため、承継会社は会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 9 月 15 日付官報において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。なお、承継会社は分割会社の完全子会社として 2023 年 6 月 22 日付で設立したものであり、本件吸収分割の効力発生日より前に事業を行っていないことから知れたる債権者がいないため、個別の催告は行っておりません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書に基づき、本件事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、本件吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は、次のとおりです。

資産：4,462,339,000 円

負債：2,072,497,000 円

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2023 年 11 月 1 日

6. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上